

## 公益社団法人大阪府剣道連盟代議員選挙規則

(目的)

第1条 この規則は、定款第5条第3項の規定に基づき、代議員選挙に関し必要な事項を定めるものとする。

(代議員)

第2条 代議員は、正会員の中から選挙によって選ばれるものとする。

- 2 代議員選挙は、大阪府下全域を対象とした選挙区である「全域選挙区」と府下を9地区に分割した選挙区である「地域選挙区」に大別して実施する。
- 3 「全域選挙区」にあつては、第6条に規定する代議員推薦委員会が割り当てられた代議員数（以下「定数」という。）に見合う候補者を府下全域から選び、当選認定候補者名簿として作成した上で、選挙管理委員会に報告し、選挙管理委員会が行う会員審査に付し決定する。
- 4 「地域選挙区」にあつては、自主的立候補者による選挙を実施し、得票順に当選者を選ぶものとする。
- 5 代議員は、正会員の概ね40人～50人に1人の割合で選出するものとし、「全域選挙区」と「地域選挙区」の割合はほぼ同数とする。
- 6 「地域選挙区」の各選挙区における定数については、正会員の1票の格差が2倍を超えることにはならない。
- 7 選挙区及び代議員数の具体的な決定は、理事会において決議し、広く会員に周知させるものとする。

(選挙管理委員会の設置)

第3条 代議員選挙の公平性を確保するため、選挙管理委員会を設置する。

- 2 選挙管理委員会の委員の定数は4名以上5名以内とし、会長が任命し、その氏名を公表の上、広く会員に周知させなければならない。
- 3 選挙管理委員の任期は、当該選挙が終了し、確定した当選代議員の氏名が公表され、決定したときまでとする。
- 4 代議員選挙の具体的な日時、実施方法等については、選挙管理委員会で決議する。

(選挙管理委員長)

第4条 選挙管理委員会に委員長1名を置く。

- 2 委員長は、選挙管理委員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員長職務代理者1名を選任するものとする。

(選挙の日時及び場所の決定)

第5条 選挙管理委員長は、代議員選出にあたりその実施方法並びに代議員選挙の日時及び場所を決定し、選挙日の40日前までに、広く会員に告示しなければならない。

(代議員推薦委員会の設置)

第6条 選挙管理委員会は、選挙区ごとに委員5名からなる代議員推薦委員会（以下「推薦委員会」という。）を設置する。

- 2 推薦委員会の委員は、選挙管理委員長が委嘱し、当該選挙が終了し代議員が決定したとき自動的に解任されるものとする。
- 3 推薦委員会は、推薦委員の互選により委員長1名を定め、選挙管理委員会

に報告するものとする。

- 4 選挙管理委員会は、選挙区ごとに推薦委員会を設置した旨並びに推薦委員長及び推薦委員の氏名を、前条に規定する選挙の告示と併せて会員に告示しなければならない。

(立候補の届け出)

第7条 「地域選挙区」における代議員選挙に自主的に立候補しようとする会員は、選挙区内の正会員10名の推薦人の署名(自署)を得た立候補届出書(様式第1号)を推薦委員会に提出しなければならない。

(推薦委員会の職務)

第8条 推薦委員会は、自主的に立候補した候補者がある場合には、選挙管理委員会に報告し、その指示に従うものとする。

- 2 選挙管理委員会は、立候補者が定員に満たない場合には選挙を行うことなく当該立候補者を当選者と認定し、定数を超える場合には選挙を実施する。
- 3 選挙管理委員会が、選挙を実施する決定をしたときには、その旨を当該選挙区内の会員宛公告し、定められた日時及び場所において選挙を実施する。
- 4 選挙の結果は、即日開票し、得票順に定数に達するまで選び、当選認定者を確定する。
- 5 立候補者がいない場合又は当選認定者が定数に満たない場合には、代議員推薦委員会が作成した代議員推薦候補者名簿登載の上位の者から順次、不足する定数までの推薦候補者を選び、当選認定候補者名簿を作成し、選挙管理委員会に報告する。

(当選者の決定)

第9条 選挙管理委員会は、「全域選挙区」及び「地域選挙区」の推薦委員会から報告を受けた推薦による代議員の当選認定候補者名簿が適正に作成されたものであることを審査し、その氏名を公表の上、会員審査に付し、会員の信任の意思を確認した上で当選者と決定する。

(委 任)

第10条 この規則の施行については、別に定める「選挙制度策定指針」に基づく他、必要な細則は、選挙管理委員長が別に定める。

## 附 則

この規則は、平成23年1月25日の総会において改訂した定款に基づき大阪府教育委員会の認可のあった日から施行する。